



大津市公報

令和7年12月19日
号外（第65号）

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目

次

○議会議長告示

- 2 大津市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正 1

議会議長告示

大津市議会議長告示第2号

大津市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月19日

大津市議会議長 草野聖地

様式第2号、様式第12号及び様式第18号中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用ができる。